

# 令和3年度 事業計画

公益社団法人 福島県柔道整復師会

## 1. 受領委任制度の維持運営事業

受領委任制度の適正かつ円滑な運営を目的として、当事者である会員と保険者双方の総合窓口機能を担って関係行政機関との連携を基に以下の一連の事業を行う。また、公益社団法人日本柔道整復師会との協定及び県外においても受領委任払い制度の維持のため連携協力を行う。

### (1) 登録改廃手続き

新たな会員になるものを対象とし、受領委任に関する協定書の内容を遵守するための確約書を徴収するとともに、入退会者等について、福島県及び東北厚生局への登録並びに改廃手続事務を行うことにより厳格な制度運営を図る。

### (2) 療養費申請書の一括申請及び支給

療養費の支給基準に基づいて、会員から提出される療養費申請書を点検整備した後、各保険者へまとめて提出することで、各保険者から療養費を一括して受領し、各会員へ支給する。

### (3) 審査（公的審査委員会協力及び内部審査）

国民健康保険（国保）、全国健康保険協会管掌保険（協会けんぽ）の各種保険者の公的審査委員会へ審査委員を派遣する。労働者災害補償保険（労災）については、労働基準局からの委託審査を引き受ける。

また、当会内に内部審査機関（毎月1回開催）を設けて、療養費申請書の点検整備の段階で検出された事項の「療養費の支給基準」への該当性等について、内部審査を実施するとともにその結果を基に会員に対して適正な保険請求のための指導を行う。

## 2. 保険研修会の開催

県民医療に不可欠な制度の適正かつ円滑な運営を図るため、県内に在住・勤務する柔整師を対象に保険講習会を年2回（前期と後期）開催する。

保険者、東北厚生局福島事務所保険担当者、公益社団法人日本柔道整復師会保険担当者等を講師に集団保険取扱い説明会を行う。また、県内各地区に年1回出向き説明会を行う。

ここでは、保険制度の確認や変更点の説明、療養費の適正な取り扱いの確認等を行い会員（柔道整復師）の医療人としての自覚や向上を促す。

地域住民の安全・安心を担保するため全員が受講することを義務付ける。

令和3年度は

前期研修会を6月6日(日) 午後1時より 会場パルセいいざか

日整学術大会宮城大会を10月23日(土)、24日(日)

会場江陽グランドホテルにて開催する。

後期研修会を12月11日(土)、12日(日)に郡山市の郡山ビューホテルアネックスをメイン会場として開催する。

5支部に出向き、保険研修会を開催し、受領委任払い制度の適正化を周知徹底を図るものとする。

### 3. 新入会員保険取扱い説明会および相談会の開催

医療保険制度の適正な運営に協力するため、新規開業を目的に周回する柔道整復師に対し、制度の理解を受領委任払いになる療養費の取扱い説明会を開催する。

同時に地域社会に貢献するために必要な医療人としての心構え等の講習会も開催する。

また、新規開業者に対し初年度数回の相談会を行い、施術行為の記録の仕方や受領委任払い制度の理解を確認する。

3年未満の会員を対象として保険講習会を年1回開催する。

### 4. 学術研修会の開催

#### (1) 『公益社団法人福島県柔道整復師会前期学術研修会』の開催

医師の特別講演と柔道整復師の研究論文と実技発表を実施する。

令和3年度は6月6日(日) 午後1時より パルセいいざかにて開催

#### (2) 『公益社団法人日本柔道整復師会学術大会宮城大会』の開催

2日間にわたり実施し、医師等の特別講演を予定し、健康知識を得るための講演会を実施する。

令和3年度は10月23日(土) 午後3時より江陽グランドホテル

10月24日(日) 午前9時より同会場にて開催する。

#### (3) 『公益社団法人福島県柔道整復師会后期学術研修会』の開催

2日間にわたり実施し、医師等の特別講演を予定し、健康地域を得るための講演会を実施する。

令和3年度は、12月11日(土) 午後3時より郡山ビューホテルアネックスをメイン会場として開催、12月12日(日)は午前9時より開催

#### (4) 『公益社団法人福島県柔道整復師会臨床研修会』の開催

公立大学法人福島県立医科大学整形外科学講座の協力を得て医学研修を実施する。

令和3年度は年間5回とし福島市と郡山市の公共施設を会場に交互に開催し、会員はもとより会員外柔道整復師や学生にも窓口を開く

(5) 『解剖学見学実習』の開催

公立大学法人福島県立医科大学整形外科学講座と神経解剖・発生学講座の協力を得て解剖学見学実習を実施する。

令和3年8月22日（日）に公立大学法人福島県立医科大学にて開催

## 5. 柔道大会の開催、審判・審査員・救護員等の派遣

(1) 『公益社団法人福島県柔道整復師会旗争奪少年柔道大会』及び

『公益社団法人福島県柔道整復師会少年柔道形競技大会』の開催

当法人が主催し、平成元年より毎年柔道を愛好する少年の健全な育成と県民の体位向上を図ることを目的とし、公益財団法人福島県体育協会に登録しているすべての柔道教室・スポーツ少年団などに案内し開催する。

なお、少年柔道大会の優勝チームは公益社団法人日本柔道整復師会主催文部科学大臣杯争奪日本柔道整復師全国少年柔道大会に出場、優勝・準優勝チーム及び形競技大会優勝・準優勝組は公益社団法人日本柔道整復師会東北ブロック東北大会へ出場できることとする。

当大会の審判及び審査員等は有段者で、全日本柔道連盟公認審判員のライセンスを持つ有資格者である当法人会員等が当たるものとし、より安全安心な大会運営ができる。

令和3年度は福島県大会を4月18日（日）に会津総合体育館で予定していたが、コロナ禍においては中止とし、7月18日（日）に宮城県武道館で予定されている東北大会は辞退する。全国大会は11月21日（日）に東京の講道館にて開催されるので、状況次第では参加できるように予定したい。

(2) 他の公共団体が主催する柔道大会に審判・審査員及び救護員を派遣する

各種団体が主催する柔道大会を当法人は後援し、会員のほとんどが柔道に携わる有段者であり、全日本柔道連盟公認審判員のライセンスを持つ会員もおり事故防止のため、より安全安心な大会運営ができるよう審判・審査員及び救護員を派遣する。

## 6. 応急救護活動の実施

柔道整復術を通じ、医療活動並びに社会福祉活動に奉仕して健康で幸福な地域社会づくりと活動を通じて自己表現を図ることを目的として社会貢献活動を行う。

## 7. 日曜接骨院の運営

日曜日に救急患者を受け入れるため『日曜接骨院』を開設し、応急処置を行う。

## **8. 前各号の事業に附帯する事業**

その他前各号の事業に附帯する事業に対しても積極的に運営していく。